

第十三回 参議院法務委員会會議録第三十六号

昭和二十七年五月九日(金曜日)午前  
十時五十四分開会

五月九日委員尾豊君・齋武雄君及び  
堀木謙三君辞任につき、その補欠とし  
て玉柳實君・片岡文重君及び鬼丸義齋  
君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 小野 義夫君
- 理事 伊藤 修君
- 委員 加藤 武徳君
- 玉柳 實君
- 長谷山行毅君
- 中山 福藏君
- 内村 清次君
- 吉田 法晴君

政府委員

- 法務府法制意 野木 新一君
- 見第四局長 法務府民事局長 村上 朝一君
- 事務局側 常任委員 西村 高見君
- 会専門員

説明員

- 最高裁判所長官 鈴木 忠一君
- 代理人(事務総 局人事局長) 岸 盛一君
- 最高裁判所長官 代理人(事務総 局刑事課長)

本日の會議に付した事件

○裁判所職員定員法等の一部を改正す  
る法律案(内閣送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査  
の件

第四部 法務委員会會議録第三十六号 昭和二十七年五月九日【参議院】

(名古屋地方裁判所判事の汚職容疑  
事件に関する件)

(メーデー事件その他委員会の調査  
に関する件)

○議員派遣要求の件

○工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を  
改正する法律案(内閣提出・衆議院  
送付)

○理事(伊藤修君) それではこれより  
法務委員会を開きます。

裁判所職員定員法等の一部を改正す  
る法律案並びに工場抵当法及び鉱業抵  
当法の一部を改正する法律案の両案を  
一括して議題に供します。昨日に引続  
きまして質疑を継続いたします。

○説明員(鈴木忠一君) 昨日伊藤委員  
から御質問がありました裁判所職員  
行政整理人員の内訳をどうしたこと  
でございませう、その内訳は官吏退職者  
として二百二十八名、それから雇傭人の  
退職者が六百六十九名、こういうこと  
になっております。官吏で退職した者  
が二百二十八名、雇傭人の退職者が六  
百六十九名、そのうち官吏の退職者の  
男子が百八十三名、女子が四十八名、  
それから雇傭人の六百六十九名のうち  
三百二十名が男子、それから三百四十  
九名が女子、そういうことになってお  
ります。それから官吏の退職者とい  
うのはこれは事務官でございます。こ  
の中は若干書記官、書記官補等も混つ  
ておるはございませう。それから雇  
傭人の内訳は雇とか、タイピストと  
か、それから斤婦とか、守衛、営繕の  
技師、交換手、それから廷吏等が一部

ございませう。

○理事(伊藤修君) この官吏の退職者  
の中の級別はわからないですか。

○説明員(鈴木忠一君) 申し上げます。  
四級職が二十四名、官吏の部です。五  
級職が七十一名、六級職が四十三名、  
七級職が二十三名、八級職が十五名、  
九級職が十六名、十級職が二十九名、  
十一級職が六名、十三級が一名であ  
ります。

○理事(伊藤修君) いま言ったように  
檢察審査会のほうを御報告願います。  
○説明員(岸盛一君) 檢察審査会の運  
営状況と普及宣伝について御質問だ  
たのでございませう、その点について  
御説明いたします。この檢察審査会が  
活動を始めたのは昭和二十四年の  
二月からであります。それで今日まで  
審査の申立のあつた事件、それから職  
権によつて審査を開始しました事件を  
全部合せますと千九百八十一件でござ  
います。そのうち檢察官の不起訴処分  
が不相当であるという理由で起訴相当  
の意見を附けた件数が合計二百七十三  
件、まあ約一三%でございませう。この  
起訴相当の意見があつた事件について  
檢察官が起訴しました件数、これが現  
在のところでは八十五件だと思いま  
す。そのうち有罪の判決のあつたのが  
三十六件、無罪の判決のあつたのが十  
件、あと未済、そこでこの起訴相当  
の意見があつたにもかかわらず檢察官  
のほうで不起訴を維持した事件、これ  
はこれまで合計五十四件しかありま  
せん。それで現在では起訴不起訴が未

決定のまま留保されておる件数が全部  
で百三十四件と、そういうことになつ  
ております。

その運営状況の概略を申し上げます  
と、この制度が日本に布かれて果して  
これがうまく行くかどうかということ  
は、非常に各方面から危惧の念を持た  
れておりましたが、初年度の二十四年  
度は非常にその活動が不活発でありま  
したが、年を遡うてだんだんと活発に  
なつて参りました、例へば昭和二十四  
年度には申立が全部で百六十七件しか  
なかつた、ところが二十六年度では九  
百七十件というふうになり、非常に飛躍  
的に殖えて来ておりました、丁度往年の  
陪審制度が年を遡うて廃れていつたの  
とは反対に、この制度は年を遡うて活  
発になつて来ておるといふことが言  
えると思ひます。そして例へばどうい  
うような事件について起訴相当の意見を  
附したか、これはいろいろたくさんご  
ざいませう、そのうちの極く一二つ  
を御説明いたしますと、これは高知の  
檢察審査会の事例であります。この事  
件は被疑者が警察署の巡査でありまし  
て、窃盜被疑者の十三歳の少年を取調  
べる際に、その被疑者が容易に自白し  
ないといふことに憤慨して、被疑者を  
警察署のどこかの壁の上に投げ飛ばし  
て、全治五週間の傷を与えたという傷  
害事件であります。特別公務員暴行凌  
虐罪、檢察官は、被疑者が事実を否認  
しておる、つまり警察の巡査が事実を  
否認しておる、本件の犯行の目撃者  
がない、それから被害者側において

も、被害者の言うところと被害者の父  
の言うところが食い違つておる。こ  
の被害者の傷は被害者が溝に落ちてこ  
うむつた傷であるといふような理由  
で、これを不起訴相当の処分にしたし  
ましたが、高知の檢察審査会は會議を  
開くこと十一回、係の檢察官の意見は  
無論聞きませんでした。証人十二人を尋問し  
て、その結果この不起訴処分を不相当  
として起訴相当の意見を附しまして、  
檢察正もそれを容れまして起訴の処置  
を取つた、かような事件でございま  
す。又これは熊谷の檢察審査会であつ  
た事件であります、この事件の被疑  
者といふのは殺人罪で懲役七年に処せ  
られて上告中のもので、保釈中の身で  
ありながら暴力団の親分として配下を  
組織して、各地の神社の祭礼など  
に自分を通して脅迫恐喝等をして、そ  
の地方の一般の人々からはこわがら  
れておつたのであります。ところが或  
日その地方の自動車運転手が格納操  
作中にたまたま、そこを自転車を通りか  
つた被疑者に触れた。そして被疑者  
が軽微な擦過傷を受けて、自転車  
が少し壊れたといふことに因縁を付  
けて、運転手を振りつけて、そ  
こで直ちに一万円を出さし、なお運  
転手の主人に、自分たちの子分に三  
万円出せと強要して、応じなければ  
危害を加えるといふようなことを暗示  
して威した上、現金一万円を恐喝した  
といふ事件があります。この事件につ

に触れた際に傷害を受け、且つ自分の乗っていた自動車も壊れた、その診断書及び自転車修理の支払証明書を提出してからの、要求金額はこれは普通のものだと云つて、この事件を不起訴にいたしました。この事件についても審査会は審査会を開くこと六回、十一人の証人を尋問したり、現場の実地検分をしたりしました結果、この医者の診断書、それから自転車の修理の代金の支払証明書は皆でたためを書いておつたということがわかりまして、これを起訴相当の処分意見を附した、こういふたような事例、その他たくさんあります。問題は、前からよく言われておりましたが、審査員の資格が余り低いのではないかというところ、これはたえず問題になっておりますので、その点は私もたえず注意いたしておりますが、これまでのなんにより審査員と、審査員に選ばれる人の職業です、例えばこれは東京の例であります、東京では東京の第一檢察審査会では昭和二十四年度のものを見ても、昭和三十四年度のものを見ても、全体で五十六人のうち公務員が五名、それから教員が二名、会社員が七名、宗教家が一名、農業が二名、工業が一名、商業が七名、工員が四名、それから無職その他が二十七名ということになっております。これはまあ都会です、から割合に公務員とか会社員とか教員という人たちが多いのだらうと思つて、田舎のほうに行きますと本当に農とか漁とかいう人たちが非常に多い、ということも聞いております。が奇妙なことには審査会長になる人は、とにかくその学歴がなくてもその地方では相当の人として信望を受けておるよ

うな人がなつておるようであります。我々よく審査会の仕事は檢察事務官がリードするのじやないかというのを疑いを持たれますが、これはこの仕事を始まる前から私どものほうで堅くその点を警告いたしまして、この仕事の内容には絶対タッチしなさいかといふことは、もう常々繰返して戒めておりました。ただ議決書を書きますときに、議決書を書くのは審査会の職員が書いておきますので、その文章等から見ますと、これは到底素人が書いたものじやないかというふうな思われれども、そういう点からの誤解が大分あるのじやないかと思つて、議決書を書くときには、それは職員が書いてもいいけれども、その趣旨は審査員の議決の範囲を一步も出てはならないというふうなことも常々警告を發しておりました。ちよつとも職員が仕事の内容をリードしなさいやあらんとおぼろしく十分注意いたしております。併し先ほど申しましたように、審査員の資格を上げるかどうかというところは、これは相当考えていい問題じやないかと思つておられます。ただそれを余り高い資格にしますと、この制度を置いた趣旨というものが又没却される虞れがあるのじやないか、その辺が相当むづかしい問題だと思つて、まあ暫くこの運営状況を只今のところではいろいろ編察をいたしております。ただこれは法律にありません通り、議決は秘密でありまして、余り立入つて内容を審査するといふことはできません関係から、その露骨な調査といふのができないといふことになつております。大体活動状況はこういう状態であります。

○理事(伊藤修君) 今の東京の例の委員の男女別はどうですか。  
○説明員(岸盛一君) 男女別はこれには出ておりませんが、大体どこでも約三分の二以上は男のほうに占めておる。例外的には、どこでしたか十一人のうち八人女であつたという例があります。普及宣伝のことについてお尋ねがありました、その点につきまして、この制度はなかく一般に知られておりませんので、当初から普及宣伝のことについては相当苦心をいたしておりますので、何しろ宣伝費といふのが一つの審査会について年に約一百万の割合であります。まあその範囲で他のいろ／＼工夫をしてもらつてやつておきます。先ずこの制度ができましたときに、最高裁判所で宣伝用のポスターとか、或いは普及用のパンフレットを作りまして各地の檢察審査会にこれを配つて、これを街頭その他適當な場所に表示する、又は地方の新聞にこの制度の内容を説明した記事を掲載してもらつたり、或いはその地方のラジオを通じて国民にこの制度を紹介する、それから又劇を催してこの劇を裁判所の職員が自腹を切つてやつておきます。或いは講演会を催す。そうして職衆との間で質疑応答の形式をとつてこの制度の普及に努めておる、こういうような状態であります。次いで昨年度あたりからは、幻燈なんかを利用して、そして、そして講演会等を開いてそれをアトラクションに用いて、この制度の普及を図る。演劇は昨年一年間約全国で百二十一回開いております。この申立件数等を見ても、非常に普及宣伝の活動な地方が事件数が多いという関係にあるようでありまして、又その地方の特色によつて余りいろいろ

ことに乗つて来ないといつたような所もあるようでありまして、大体において宣伝活動と並行して制度が盛んに用いられておるように見受けられます。  
○理事(伊藤修君) この檢察審査会の運営について、檢察方面からの何か意見が出ておられますか。  
○説明員(岸盛一君) 檢察方面からはとき／＼トラブルがありました。審査会は少し行き過ぎだといふような非難を受けたりもありませんし、又場合によつてはその審査会長が檢察から告訴されたという例もあります。併しそれは大部分は檢察官のほうの誤解に基づく場合が非常に多い。今まで事件になつたことは一件もありません。ただ最近佐賀の檢察審査会が作つたポスターがどうも下手なことを書きました、それで九州の檢察官から非難を受けました、それが、これも本當のまあ手違いからでございます、事情がすつかりわかりましたので、事情がすつかりわかりましたので、その点も円満に解決いたしております。併し結局まあ都府会あたりは大きな所です、理解のある人たちはこの制度は非常にいい、それから檢察官としてもできるだけこれを健全に発達させて行くことは賛成だといふ御意見のものがあつて、最高檢察庁のこの関係の仕事をやつておられるかた／＼もそう言つておられます。  
○理事(伊藤修君) 何か委員に選定されたかたに、委員会を開く前にその人の大体の常識程度を簡単にテストするといふようなことはお考えになつていないのですか。  
○説明員(岸盛一君) それは現在ではそういうことはできませんが、こ

れは元の陪審法ですと、専断忌避権というものを、つまり理由なしに陪審員になることを忌避するといふ制度がありました。これを取入れれば、そういう方法で相當審査員のレベルを揃えることができるのではなからうかといふことを考へておられますので、先ほど申しましたように、これをどの程度にするかといふことが、又非常にむづかしい問題だと思つておられます。  
○理事(伊藤修君) 中山さん、只今最高裁から、檢察審査会の運営の状態を簡単に御報告ありました。併し、何か御質問ありましたら……。  
○中山福藏君 昨日お願いしておきました。檢察審査会のお取扱ひになつた全国的な何はありますか、統計が何か。  
○理事(伊藤修君) 今伺いました。数字は……。  
○中山福藏君 そうですか、何件くらいございませうか。  
○説明員(岸盛一君) これは二十四年の二月から始まりまして、申立て又は職権によつて取上げた件数は昭和二十六年年度までに千九百八十一件、約二千件に及んでおります。そのうち起訴相当といふ意見が附いたものが約一三〇、約三百件足らずであります。起訴相当の意見のあつたうちで檢察官が起訴したのが八十五件になつております。その他は不起訴を維持したのは五十四件だけで、残りの百三十四件といふのは目下檢察庁で保留中ということになつております。こういう状況から見ましても、当初考えられた以上にこの制度は適切であると思つておられます。  
○中山福藏君 そりするとその起訴相当といふ……、私うっかりしてその法

律関係、この点まだ読んでおられませんので、或いはびつたりしたお答えを願うことはできないかも知れませんが、大体この検事の事件の取扱いが、弁護士なんか代理人になつて告訴の手続をいたしますと、非常にその取扱いが、起訴不起訴が決定せられるまで相当の時間を要するといふことが、一般に弁護士会であらうといふことが聞かされる言葉なんです、そうするとそういふことで告訴しておる事件が不起訴となつた場合に、時間の余裕がなく、時効にかかつたといふときに、もう検察審査会で取上げる余地がない、こゝろいふことがまゝあるのですが、そうすると当然起訴されるべき性質のもので時間の経過によつて検察審査会にもかけることができず、そのままに泣き入りしなければならないという結果に陥ることもあるように私自身も考へておるのです。この検事の起訴不起訴といふものをもう少し、せめて六カ月以内ぐらゐに……、二年ぐらゐそのままになつて、起訴不起訴の決定をしないものがたくさんあるのですが、せめて六カ月以内ぐらゐにこの時効関係と見合せて一つお取扱いを願うといふふうには検察庁で何とかお取扱いを願うことはできないものか、その点どういふふうにお考えでございませうか。

○政府委員(野木新一君) 只今御質問の点は一応尤もな点もあると存じます。即ち事件が検事の手許にあるうちに、若しくは検事が不起訴にした直後に時効にかかると、そしてあとの始末が、例えば検察審査会のように申立てしたとか、そういうことをしても時効完成によつて効果が著らなくなるといふことはあるといふことは、余り喜ばしいことではないものと存するわけでありませう。従つて私直接の所管ではありませうが、曾つて検務局におつたこともありまして、法務府といつたし、ではそういうことのないように、検察官に事件の処理は迅速にするように常務申しておる次第であります。まあ大体そういうことはないと思ひますが、ただ非常に複雑な事件とか、或いは発覚が非常に遅れたといふような事件について起る場合があり得るかと思ひますが、そういう点は特に注意して処理するよう主管の局長にも申伝えておきたいと思ひます。

○中山福藏君 その点は特に全国の在野法曹のために私はお願ひしておきたいのですが、せめていよいよ起訴不起訴が決定してから検察審査会に申立てて、その審査を受ける期間ぐらゐの時効にかからない余裕をおいて一つお取扱いを願ひたい、こゝろいふことを特に私にお願ひしておきたいのです。このお取扱いに非常なやほりこれは一種の権利に關係することでありませうから、特別に願ひしておきたい。もう一つこゝろいふことを一つお考えお願ひしたいのです。現在法廷で例えば弁護士が被告のために証人を申請いたしますとか、或いは又検事が起訴事件に対して自己の主張を明確にするがために証人を申請した場合に、その証人が法廷で調書と違つた申立をしますといふと、或る検事はこれは現行犯だからお前歸るのを待つておれ、一応取調べて現行犯として告訴、起訴するといふようなことを法廷でまゝ言ふ検事があるのです。そうするとこれを傍聴しておるか或いは被告本人が検事を、逆にお前さんの言

うことは強迫だといふことになりまして、そのために逆に検事を被告が告訴した場合には、やはり被告からみれば一種の現行犯みたように検事の言ひことがなるわけなんです、そういう時にやはり検察審査会といふようなものの利用といつちやおかしいのですが、それを審査会にかけて被告がやろうとするような場合があり得ると私も考へるのです。検事の立場を逆に考へてみますといふと、これは私もそれを實際二回ばかりやられたのです。同じことを現行犯として検事が起訴すると、こゝろいふのです。こゝろいふのです。大概の気の弱い日本人の性格といふものは奴隷根性がまだ抜け切れませんから、大抵お前の言ひは嘘じやないかと法廷でおどしつけられると大抵おどしつけます。そしてそれをそのまま残つておれといつて検事室に引込んで調書をとるのです。こゝろいふことは非常に悪い私は検事局の態度だと實際は考へるのでございませうがね、これは検察審査会とはちよつと縁の遠い話でございませうけれども、こゝろいふ場合においても私は検察審査会を利用することゝが将来はあり得ると、こゝろいふわけでございます。今のままで検事が証人の証言を現行犯だ、お前は偽証だとなつてつけやるといふことになれば、検事としてやるといふことになれば、検事としてやるといふ職権の上からそういう行動をとり得るが、被告の立場から逆にならうといふことを一つやり得るといふことを考へる私は余地がそこに生れて来ると思ふのです。こゝろいふことは将来法廷で若し偽証の疑いがあればその公判が一応閉じられてから偽証の取扱いをおとりなすつてもこれは結構な

んです。ところが公判最中にそれをやるのです。私は二回ばかりそれをやらしたのです。こゝろいふことは徳川幕府時代でもないことだ、極論すれば今どきの裁判制度に依りてそういうことができ得るとしても、公判の手続の進歩の上においてそういうことは一応考へるべき問題じやないかと思ふのです。それどもね。そういうことがあるといふ現実を私知つておりますからお尋ねして置くのですが、将来そういうことを矯正して行かれる気持があるか、又そういうことは一つ法務府としてどういふふうにお考えになるのか、若しそういうことが将来あり得るとすれば、やはり検察審査会といふようなものを利用して被告の立場から自己の権利を擁護するといふ立場に立たなければならん、併しもう検事のはうでそういうことは公判廷でできるだけやらないといふ言質が得られるといふことになりませう。この点は私は余り追及する必要はないと、こゝろ思つておるのであります。これは非常に御参考になると思ふのです。これは大抵の者は参るわけです。これは一応申上げておくと、お前は偽証だ、現行犯だ……、これは非常に悪い弊害だと思ふのです。お前は偽証だ、現行犯だ……、これは非常に悪い弊害だと思ふのです。お前は偽証だ、現行犯だ……、これは非常に悪い弊害だと思ふのです。お前は偽証だ、現行犯だ……、これは非常に悪い弊害だと思ふのです。

○政府委員(野木新一君) お話のことはよく分りました。ただ只今のような運用はいろいろなトラブルをかもすといふようなことでもあります、大分考へなければならんと思ひますが、これは検察権の運用に關することでありまして、直接私の所管に属しませんので、御質疑のお言葉は所管の検務局長にお伝えいたしました、必要があれば

○中山福藏君 そういふことは一つよく御研究になつて頂きたい。それはそういうことになりませう、やはり一種の被告から見れば強迫だといふことが言ひ得る。強迫の、いよいよ現行犯だ、検事の態度が、そういうふうにおどしつけられると大概調書と合致して、真正な供述ができないようになる、じやないかといふことを非常に慎れる。それで被告が検事を告訴した場合、不起訴になつたら審査会にかけ得る立場に被告はある。ですからそういうことは一応法廷で偽証だとか現行犯だとかといふおどしつけけるようなことを根絶するといふことに関連して一つお願ひしておきたいのですが将来私は全国のいよいよ公判中心主義の裁判をやることはやるのですけれども、そういうときに若し偽証の疑いがあれば、一応公判を閉じてからそういう措置をとつて頂きたい。そうしなければ被告の側に立つて一つの強硬な措置をとらなければならんといふことになりませうから、特に私はその点一つお願ひしておきたいのです。それから伊藤さんの御質問と関連して、もう少ししじめをつけておきたいと思ふのですが、成るほど相当の能力、いわゆる相当の能力を持つていふことが、普通の小学校卒業した程度でいいという判定の下に、検察審査会の委員の任命がされるということになつておるわけでありませう、これについて査定方法と申しますか、程度を十分に知悉する方法をとるといふことについて、明確な何かそこに尺度をお示しになることが、将来は必要になつ

御意見でしようか。

御意見でしようか。

御意見でしようか。

御意見でしようか。

御意見でしようか。

御意見でしようか。

御意見でしようか。

御意見でしようか。

て来るのじやないかと思つて、今のままでつと押して行かれるつもりでございませうか、その点を私は伺つておきたいと思つておます。ちよつと私は時間が遅れましたので重複しているかも知れませんが、一應政府の御説明を承つておきたいのです。

○説明員(岸盛一君) 先ほど私ちよつと触れましたのですが、檢察審査員の資格の問題であります。これは檢察審査員になつた人からのいろ／＼な進言なんかも私共のほうへ、裁判所へ来ております。折角この制度をやつて行くためには、資格をもつと高めなければならぬと思つておます。そういう点については私共のほうも当初から相当関心を持つております。然らばどういふ方法でそういう資格を上げることを考えたらいふか、これは英米でもやはり同じように、陪審員についてどうしたらいい陪審員を選定することができるだろうかということが問題になつて、甚だしきに至つては陪審員を学校に入れて教育したらいふ。そういう極論すらあるのであります。同じような問題であると思つておます。ただこれをあまりに資格を押しすぎますと、却つてこの制度をおいた趣旨が没却される、と言つてあまり資格の低い人たちが構成されるやうであつてもならない。どの辺にそれをおいたものかといふことは一つの大きな政策の問題として將來考えなければならぬと思つておます。先ほどお話ししましたが、この制度が発足して以来今日までの運営状況を見ておますと、年毎に健全な方向に進んでおますので、やはりそういう運営を實際とも脱み合せながら將來考へるべき問題

ではなからるか、そういうふうには只今のところでは考へております。ただ余り資格のない人をそれから排除するといふような方法を考へてはどうかといふ、先ほど伊藤委員からお話がありましたが、その点は前の陪審制度のほうでいわゆる専断回避権といふような制度がありまして、そういうような方法によれば余りひどい人は名簿から外すといふことも、これは技術的に可能だろうと思つておます。それも併し一休誰がそういう忌避権を行使するかといふことになりまして、又非常に複雑な考へなければならぬ問題が起ります。只今のところでは私どものほうとして原案は持ち合せておきますので

○中山福蔵君 どうかそういう点は一十分御研究になつて頂きたいのです。それに又非公式にでも何かお互いに話合つて、最善の方法が講ぜられるものならばお話ししても差支えないと、こゝ思つておりますから、どうぞ一つよろしく願ひいたします。

○理事(伊藤修君) 他に御質疑がなければ、本法案につきましては目下予備審査中でありまして、質疑は次回に継続することにいたします。

○理事(伊藤修君) 次に工場低当法について質疑に入りたいと存じます。  
〔理事伊藤修君退席、委員長着席〕

○委員(小野義夫君) 御質疑のあるかたは……。

○伊藤修君 ちよつと最高裁判所のかたがおいでになるうちにお伺いをして置きたいんですが、最近新聞で拜見いたしましたのですが、名古屋の地方裁判所か高裁か存じませんが、荒川とか荒

木とかいふような判事の人が、その事案の審理に際しまして、訴訟関係人から請託を受けたとか受けないとかいふような事実によりまして、檢察庁の活動が開始されておるといふことを承知したのでありますが、そういう事案があるにもかかわらず本人が辭職を申し出たので、その辭職を直ちに許可されて退職せられた、こういうことを承知しておるのですが、その間におけるところの事情を一つお述べ願ひたいと思つておます。

○説明員(鈴木忠一君) 只今御質問になつた判事は名古屋地方裁判所の判事であつた荒木辰生、これは実は三月二十何日かに名古屋のほうから家事の都合で本人が辭職をしい旨申出たおるからといふので、退職発令の申請がなされたので、内閣のほうに連絡をしまして四月の三日の決裁になつて退職しておる判事でありまして、四月の三日に退職の辭令を発送しております。ところが只今の御質問にありましたように、四月の多分二十日か二十一日頃に名古屋のほうから、こういう新聞の記事が掲載されたからといふので、最高裁判所のほうに新聞記事に添えて通知をするという簡単な報告がございました。それで実は私のほうも驚きました、すぐに詳細を一つ知らせたものでありますけれども、事件が現在檢察庁のほうで進んでおるので、事件の外貌がわからない、本人はそういうことではないと言つておるんだ、なお事件の内容がはつきりしたら通知をする、暫く待つてくれといふことになつておりました。それによりまして、問題になつておるのは二千元を事件の關係の者が

贈賄をしたということが嫌疑に現在なつておるらしいのでありますけれども、あとからこちらが調査してくれと言つたことに対する名古屋の話だといふと、本人は菓子折に添えて二千元を置いて行かれたんだ、それを戻そうとしておる間に戻す機会がなかつた、そゝ言つておるといふことだけは報告がありましたけれども、それ以上果して本人が要求したものでないか、要求しないで置いて行かれたといふことになるのか、その点等もはつきりしておらないのであります。ただ発令をする当時はそういう事情が事務局のほうにちよつともわかつておりませぬものでしたから、普通の退職のつもりで退職の手続を済ませてしまつた。ところが名古屋の地方新聞に、而も大きくトップに出しがあつたので、こちらも驚いて問合せ、調査をしたのであります。檢察庁のほうの手に渡つておりますので暫く待つてくれ、こういうことでありまして。

○伊藤修君 その判事の取扱われた事件は檢事控訴がなされておるといふ話です。従つて今問題になつておる最後の事案以前においても、そういうことがあり得るんじゃないかといふような想像もたかましようと思つておる。検査は取つて以て判決に納得できないといふことは、最後の事案から類推いたしました。そういう疑いをかけられる真像もありまして、従つてかね／＼同判事の審理については疑惑を持たれておつたといふことも想像に難くないと思つておます。そういうような人の退職を直ちにそれを認容するといふことになりまして、いわゆる準勅裁判所に対して訴

追委員会が起訴することができなくなつてしまふ。事実上準勅裁判所の機構若しくは訴追委員会の機構といふものは、その点において阻止されることになる。これはかね／＼最高裁判所においてそういうような疑いのある場合において、訴追委員会において起訴するや否やといふことを待つて発令されるならわしと承知しておりますが、たまたま本件につきましてはそういう事情が事前におわかりにならなかつたから容易に発令されたとは思いますが、併し同判事の従來の職務執行の關係から推して見れば、容易に発令するといふことは少し誤まつていなかつたかと思つておます。そういうような点はどうなつておますか。

○説明員(鈴木忠一君) 只今伊藤委員から御質問のありましたやうな、荒木判事が退職以前に取扱つた刑事事件について檢事控訴が非常に多かつたといふことも、この事件が新聞に載つたあとに名古屋に問合せをしたことによつて、そういうこともあるので、事務局はその点についても疑惑を持つておるのだといふことが初めて判明したわけですから、最高裁判所の事務局のほうといたしましては勿論、裁判官もお更のことだと思つておますけれども、荒木判事の個人の平生における職務振りはどうか、控訴をたび／＼されておる判事だといふことは、これは全然わからなかつたわけです。それで最高裁判所のほうも退職の手続をいたしましたし、勿論これはやめてもらいたくないやうな判事と、どちらでもいいたくはないやうな判事が、これはやめる場合には率直に申せばあると思つておます。そういう場合に大抵現地の長官なり所長

追委員会が起訴することができなくなつてしまふ。事実上準勅裁判所の機構若しくは訴追委員会の機構といふものは、その点において阻止されることになる。これはかね／＼最高裁判所においてそういうような疑いのある場合において、訴追委員会において起訴するや否やといふことを待つて発令されるならわしと承知しておりますが、たまたま本件につきましてはそういう事情が事前におわかりにならなかつたから容易に発令されたとは思いますが、併し同判事の従來の職務執行の關係から推して見れば、容易に発令するといふことは少し誤まつていなかつたかと思つておます。そういうような点はどうなつておますか。

追委員会が起訴することができなくなつてしまふ。事実上準勅裁判所の機構若しくは訴追委員会の機構といふものは、その点において阻止されることになる。これはかね／＼最高裁判所においてそういうような疑いのある場合において、訴追委員会において起訴するや否やといふことを待つて発令されるならわしと承知しておりますが、たまたま本件につきましてはそういう事情が事前におわかりにならなかつたから容易に発令されたとは思いますが、併し同判事の従來の職務執行の關係から推して見れば、容易に発令するといふことは少し誤まつていなかつたかと思つておます。そういうような点はどうなつておますか。

が、やめてもらつては困るという判事には、説得してやめさせないようにして頂けるでしょうし、それからそういう判事でも、どうしても家事の都合、本人の希望でやめるというなら、説得しても駄目だったという上で上申して来る場合もありましょうし、大体そこは現地のほうに全部任せておられるわけです。任せておいて、上申があれば本人の希望に副うように取扱つておられるのです。ただ東京とか、たま／＼事務局などが知つておる判事でやめるというやいなことがあつて、それは惜しいじやないか、もう少しやつていてくれと言つて本人にやめるのをやめさせる、翻意させるというような例もたまにはありますけれど、そういうような、本人の能力とかひととなりとかいうようなものが一般にそう細かくわかつておりませんものだから、大体それは現地の上申をほぼ信用して取扱つておるので、今回もその原則の申しまさか、実際の取扱ひ通りやつたわけで、あとになつてそういうことが問題になつてゐることがわかつたやうなわけで、若し最初からそういう平生の職務振りが今おつしやられたやうなことであり、それから現にやめようとする理由が、そういうことが問題になつてやめようとするのだということが事務局のほうにわかつておりますれば、勿論これは弾劾裁判所と訴追委員会との関係から申しましたも、上申をすぐに取上げて内閣に伝達するといふことはなかなかつらうと思ひますけれども、現に訴追委員会の手にかかつて問題になつておるやうな事件は、訴追が成立すると否にかかわらず、最高裁判所では辞令が出たからといってやめさせるよう

なことは今までもしておられない。それから場合によつては訴追委員会のほうから現に訴追の問題になつてゐるから調査が済むまで発令をためてくれといふやうなことを言つて来る例も一回や二回はあつたやうなわけでありませぬ。事前にわかつておればかまわず発令するといふことは、これは絶対になかつたらうと確信しております。

○伊藤修君　そつちいたしますと、現在の程度においてはまだ荒木判事の取扱つた事件といふものは詳細な御報告はまだないのですか。

○説明員(鈴木忠一君)　詳細ですか、過去に遡つて同判事の取扱つた事件等について御報告できない状態でありませぬ。

○伊藤修君　まだ最高裁判所に来ていないのですか。

○説明員(鈴木忠一君)　まだ来ておりませぬ。

○伊藤修君　この件につきましては非常な重要な性質を持つておるものと考へられるのです。不幸にいたしましたので、今お聞きの通り、訴追委員会において訴追し得ない状態におかれてしまつたわけですから、従つてただ残されておる間は、検察庁で調べて、これを起訴するか否かといふことにかかつておるわけですから、恐らく私は今現われておる程度のものでは刑事事犯としてこれが成立するとは考へられないと思ひます。併し事は我々が信頼して措かないことろの、殊に日本の行政官庁、あらゆる官俸制度の中で最も信頼の高い、国民も又司法権の存在に對しては高い評価を以てこれを迎えておるこの司法権のあり方といたしまして、そういうやうな裁判官がおるといふことは、誠に

に日本の司法史上に大きな汚点を残すものと考へております。従つてこれに對しましては、検察及び裁判の運営にいたしまして、一応事実の調査のために一人、二人を二、三日の日にちでよいですから、出張さして調査をされるやうにお取計らいを願ひます。

○中山福藏君　従来判事のかた／＼の辭職願といふものは、大体その届出によつて認容されておるやうに承わつておられますが、併しながら只今伊藤委員からいろいろと御質問御意見の陳述があつたこと、並びに二十年ばかり前に起りました事件、いわゆる庄川事件、これについては、大阪弁護士会において取調べましたところ、その裁判長が待合に入りびたりになつておりました。而もその入りびたりという原因が或る当事者のほうから金を出して、ふとん、衣類に至るまですべてを提供して、その判決といふものがその御馳走によつて左右されて、非常なまあ世間

の疑惑を招く判決になつて現われたのであります。それが時効にかかつてから大阪弁護士会にわかつて、その当時の検事総長は泉二さんと記憶いたしておられますが、しば／＼これに對して掛け合つて見たのであります。如何にせん発覚したときはすでに時効にかかつておつた、そういうやうなことで只今伊藤さんの申上げたことと對照していろいろ考へてみますと、最高裁判所に於いて顯著なる辭職の理由がある場合においては、これはもう簡単に認容して差支えないと思ひますけれども、一応疑惑の持たれるやうな辭職の届出につきましては、何かそこを適當な措置を講じて内容をお調べになるという

ことは、これは国民が全部挙つて、只今日本において信頼するものは裁判所以外にないといふ信頼感を持つておる今日において、殊に私は必要だと思ふのです。それで只今一人、二人事実の調査のために派遣するといふお申出は誠に御尤もだと思ひます。この事件なんかも、もう少しそういう特別の考慮期間といふものを置いて行われたならば、これは辭職の前に訴追委員会にかけて徹底的にこれを剔抉して、そういう国民に事実の真相を知らしめるといふやうな方法をとるほうが、この裁判所の威容を保つ上においても又法の神聖を保持する上におきましても、誠に必要だと私考へるのであります。將來この辭職の届出につきましては、そういう理由のわからないものにつきましてはお取調べの期間を置くという措置を講じられるやうにお願いしたいのですが、如何でございませうか、こういういふ点は……。

○説明員(鈴木忠一君)　辭職の申出があらまされた際は、大抵は一身上の都合であるとか、それからそれをもう少しはつきりいたしますと、退職後まあ弁護士になるつもりだとか、公証人になる予定だとか、そういうやうなことが大抵書き加えられてある場合でございまして、そして若しそういうやうなことが書き加えられなかつたか、その本人について何か怪しいことがある、まあ端的に申上げれば、訴追委員会の問題にされるべきやうなことがあるといふことが事前にわかつておりますれば、事務局のほうとしても、訴追委員会の訴追ができなくなるやうにわざ／＼と分訴追委員会のほうの権限を尊重して

やつておりますから、事前に何かこれは怪しいなという事由がこつちに、事務局のほうにわかつておりますれば、中山委員が只今申されたやうに処置は十分いたすつもりでおります。今までもそのつもりでやつておりました。今回の事件は、その事前に少しもわかりませぬでしたので、発令の手續をしてしまつたといふ關係にあるわけでありませぬ。ただ、戦後に官吏も何人もみんな平等、極めて自由な立場に置かれておるわけで、裁判官からやめて弁護士になり、検事をやめて弁護士になつても、又いつでも希望をすれば裁判官、検事になれるといふやうなまあ建前になつておりますから、そこを従来に比して若干自由に取扱つてゐるやうな傾向になつておるのかも知れませんが、私前との比較をばつきり申上げられませんが、若干自由になつてゐるんじゃないかといふやうな感じがするわけでありませぬ。ですから、こういうことがありました以上、將來よく注意はいたすつもりでございませぬ。

○中山福藏君　大体弁護士になりました……、これは弁護士も裁判官も神様じやないのですから、全然過ちがないといふことは私は考へておりませぬ。併しながらこれは、ここに政府委員がたは大概判事という職責、それから検事といふ肩書を持つておられるかたが多かつたやうであります。大体弁護士でありながら一番犯罪をやるといふのは、私から率直に言ひますと、大体前職をおやめになつたかたが多いのでございませぬ。判検事をおやめになつて弁護士をやられたかたが法律に引つかるといふことが多いのです。純粹の弁護士生い立ちの人に比べて非常に多

いと私は考えるのであります。それは全然別個の問題であります。在職中にどういふことがあつたかという事は、只今おつしやつた通り、なか／＼これは知り得ないのです。殊に奥の院におられるというような感じがして、その上に裁判官と言へば非常な尊敬を払われておりますから、世間も当らずさならず、又立派なかただと思つておる。ところが、そういう地位を利用して今のような、伊藤さんのおつしやるようなことがあれば、それは国民として誠に啞然たらざるを得ない次第であります。私はこの前の議会でつたと思ひますが、巡回判事を置いて、裁判官の素質というものを調べなければいかんということをおつし上げたことを記憶しておるのです。それは、十四人ばかり証人を和歌山の事件で申請して、これを一人も採用せずに、三十分で判決を即座に下した事件がある。そういうふうなことで、いわゆる憲法の保障する裁判を受ける権利を国民から剝奪することになるのであります。それから、こういう点についても立派な、観察力の強い、洞察力の強い司法官なり、或いは当局のかたがお廻りになつて、始終判事の行動、判決の方法というものを一応御審査になる必要があるのではないかということをおつし上げておいたつもりであります。そういうふうなあんばいでこの事件につきましても全然報告がないから知らん、こう言へば誠にその通りで、それでございませうかと言つて聞いておけばそれでいいのですけれども、併しそういうことでは割切れないものが残るのです。私ども割切れないのです。それは報告がなかつたから知らんとおつしやれば

それで済むわけですが、それじやどうもちと行届かないのじやないかという気がするのでございませう。やはりそういう点から推して、顯著な事実の現われていない人については、その取調期間、どういふわけでこの人がやめるかという、期間をせめて六カ月なら六カ月置いて、一応認容するかしないかということをおつしやるのが事前策として誠に當を得たことじやないかと思ひますが、この事件を契機として、何とかそういう御審査をなさつて適當な処置を講じて頂きたいと思つたのですが、如何でしょうか。弾劾裁判所というものはそのためにあると言つて差支えないと思つたのですが……

○説明員(鈴木忠一君) 結果的に申し上げますと、確かに納得の行かないような感じを懐かせるようなことになる虞れがございませうから、将来の実際の取扱としては只今おつしやられたような点について十分考慮いたすつもりでございます。

○委員長(小野義夫君) 只今伊藤委員より御質問がございました名古屋地方裁判所判事の退職問題につきまして、議員派遣をせられたとの御要求がございませう。本件につきまして議員派遣を行うことに御異議ありませんか。

○委員(小野義夫君) 御異議がないと認めましてさよう取計りたいと思ひます。なお派遣議員の人選、日程等は便宜委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(小野義夫君) 御異議がないと認めてさよう決定いたします。

○内村清次君 この際私は委員長に一つお願いがございまして、委員会に是非一つ諮つてそれをやつて頂きたいのであります。それは先般の五月一日のメーデーの事件であります。調和の発効直後に起りましたこの事件は、一応法務総裁から本会議で報告されて、御質問もやつておられるのですが、この影響というものは相當将来に關連いたしまして重要な要素を含んでおりはしないかと思つた。ただ本会議の報告の問題でこれを済まされぬ事件である。いろいろな角度から今後の状態についてこれは検討せなくてはならない要素が多分に含まれておると私たちは考へておるのであります。そこで而も本委員会にも、又最近には破壊活動防止法案というものも出て参りますし、法務総裁の言葉を聞きますと、こういう法案の必要性を説かれて、その通過を望んでおられる。又いろいろの行動自体がこの法案に参考となるべき事象もあるやに、これは見方によりまして必ず派生して来やしないかと思つたのです。そのようないろ／＼のやはり要素をこの委員会といたしまして当然取上げて、今少し深く検討する必要があると私は考へるわけでございます。そこでこの参議院の規則第三十四条にもありますように、もうすでに議長はこの事件に對しましては政府の報告を承認した問題であり、これは又先ほどのような状態で深く検討すべきところの事件でもございませうからして、これを一つ委員会には是非取上げて調査をして頂きたいということが一つであります。

ごとき事件でありまして、これは聞くところによりますると、メーデーの当日参加の犯人逮捕のために又その学園内に警官が立ち入つたというのが動機のように考へられますが、この事件のように考へられますが、この事件は、先般この委員会を取上げた東大の事件とこれは極めて控を一にしておるといふようなことは、又これは調査しなければわかりませんが、やはり学園内の自治の問題と、それから警官の立入りのどの程度の制限の問題というふうなことを含んだ事件であらうかと思つたのです。これが調査の対象といたしましては、メーデー事件と関連の調査事項というふうなことにして頂きまして、この問題にも触れて一つ調査をやつて行きたい。かような見地から私は委員長がこの事件をこの委員会に調査或いは小委員会というふうなものを設けられるとか、その方法については適當にお考え頂きまして、この参議院規則の第三十四条によつて調査をしてもらいたい、こういうことをお取上げ頂きますように御提案申し上げます。

○伊藤修君 只今内村委員から調査の要求がございましたが、私はかように考へるのです。当参議院の法務委員会におきましては、第一国会以来戦後におけるところのあの秩序の紊れた時代におきまして、殊にこれらの問題に對して関心を深めて参りまして、全国に起るところの各暴力団、およそ四千五、六百の暴力団について調査いたして参つたのであります。それは少くとも國民に對しまして暴力は民主主義の敵であるという深い印象を与えて、當時国内に跋扈したところのあの右翼傾向の暴力団に對しまして相當脅威を感じしめた。それからあらんか行政官庁といたしましても、幸いにして博徒或いはてき屋、ボス、徳新聞というふうな集團的な暴力団に對しましては、少くとも鉄鎧を下したと言つても私は過言ではないと思ひます。そういう意味におきまして、その後の社会情勢の変化に伴つて、最近極左傾向の集團行為というものが跋扈して参つたのでございませう。これに對しましては、少くとも参議院といたしましては、これに深い関心を持つ必要がある。かような意味合いにおきまして、只今内村委員が参議院規則何条というふうな御指摘でありましたが、むしろ當委員会において常設されておるところの檢察裁判の運営の範疇において十分これは賅い得るものである。まさに當委員会においてはこれに對して徹底的に究明する必要があると思ひます。従つて今御指摘になりましたようにメーデーとか或いは早稲田の騒擾とかいふ個々のものを取上げておつては到底煩に堪えませぬので、むしろこの際一括いたしまして集團暴力に對するところの調査のために、そういうことを檢察裁判の運営の調査の中において行われんことを私は希望いたして止みませぬ。

○委員長(小野義夫君) 内村委員並びに伊藤委員御両委員の御提案至極同感であります。その御趣旨においてさぶるいいと思つたので、これは一つ委員長と理事その他公式非公式ともかくも、理事諸君ともよく相談いたしまして、さうして何かのさういふ御希望の方向に向つて進みたいと思つたのです。ただ御承知のごとく、大体今議案の予定が大体一応組まれて、なお来月に亘つて相當の予備の時日もございませうか

ら、この開法案の審議と相俟つて、或いはもう少しよい全体的な構想の下にやるほうがよいのではないか。又今後殆んど日々頻発するのじやないかというふうな気持ちで毎日の新聞で毎日何かあるものだからそういう考えを持つてのであります。これは我々法務委員としては重大なる関心を持たなければならぬことを痛感いたしますので、よく理事諸君とも相談いたしまして態度を決定したいと思っております。委員長及び理事に一つ任じておいて頂きたいと思致します。

○委員(小野義夫君) 抵当法につきまして一つ審議を開始したいと思致します。○伊藤修君 先ず第一条による修正、改正についてお尋ねしたいと思致します。この第一条は申すまでもなく旧法におきまして工場及びガス、電気等について、いわゆる工場抵当法が設けられ適用になるという規定であります。例え今問題になつておるところの放送事業と加えらるべきものに対し、やはり加えらるべきものがある、じやないかと考えられるのですが、と言うのは本法が施行されたのは明治三十何年か存じますが、当時の社会事情、経済事情と今日の事情とは雲泥の相違があるのであつて、その後において新しい企業形態というものが続々と現われて来ていることは御承知の通りです。従つて最近の経済界における企業形態というものを対象にして、やはりこの法律も考えなくちゃならぬと思致します。して見ますれば、最近企業化して参つたいわゆる放送事業とか或いは水道事業だとか、その他いろいろなものがあると思致します、そういう

ものを加えられて行くようなお考えはないのですか。

○政府委員(村上朝一君) 工場抵当法ができてから、この法律は殆んど手を加えられないまま数十年たつておりますので、いろいろ改正を要する点のありますことは只今御指摘の通りでおっしゃる通りでございます。最近問題になつております民間放送施設につきましては、現行法第一条第二項の解釈といたしまして、これに加えることは解釈上は困難かと存じますけれども、これを工場抵当法にいわゆる工場として取扱うことの実際上の必要があります。これは私も同感なのであります。この法律案を立案いたしませんと、この民間放送施設のことも問題になつたのであります。この民間放送施設をこれに加えるという事になりまして、現在の経済事情の下におきまして他にも同様にこの第一条に加える必要のあるものがあるのではないかと、この点についての調査も遂げる必要があると思致します。民間放送施設があるという点について、民間放送のことと問題をなつた時、この法律案を一応かためておりました関係と、相当その調査等で時日を要しますと提案が遅れます関係で、次の機会にその調査を遂げまして一緒に改正して然るべきではないかと、かうに考えたのであります。併しながら民間放送施設につきまして、差当り極めて緊要な事情にありますように承知いたしておりますので、これを第一項の第二項に加えますことにつきまして、私どもも適当と考えております。

○伊藤修君 ひとり民間放送のみでなく、上水道、或いは用排水とか、その他も考えられるのじやないですか。○政府委員(村上朝一君) 水道につきましては曾て大正年間、玉川水道株式会社の水道施設につきまして、工場抵当法第二条第二項の類推解釈によりまして、工場財団の設定をした例があるのであります。その他この水道が第一項第二項の類推適用を受けるべきであるという点につきましては、学説等も一般にこれを認めておられるのであります。これを明らかにするといふことは望ましいとは思致します。けれども、民間放送施設のごとく、水道その他只今お挙げになりましたような施設につきましては、現在のところ緊要な必要があるということを出出れらる。これは次の機会に考慮したい、かように考ふる次第であります。なお、単にいわゆる工場、或いはその工場の觀念の拡張によりまして、財団の設定を認めるばかりでなく、いやくも一つの企業を構成しておられます物の要素をそのまま一括して担保に供するとい

うことが、企業の経営上その途が開かれますことが望ましいことは、豈工業のみに限らないのであります。あらゆる企業について言えることではないかと考ふるのであります。従いましてこの工場抵当法の部分的改正によつてこれを拡張して行くことが適当であるか、或いは別に単行法を以てさうな場合の担保制度を考慮すべきであるかという点につきまして、未だ私も研究未熟でございます、結論を得るに至つておりません。併し、これにいたしても、そういう点につきましても、担保制度の全般に亘りましての研究の必要なことは痛感いたしてお次第であります。

○伊藤修君 私が先ほど質問申し上げましたどういふような企業が研究の対象として考えられるかという点については如何ですか。

○政府委員(村上朝一君) いわゆる工業に属するものばかりでなく、例えば映画館であるとか百貨店であるとか、その他は或る不動産と機械、器具その他の物的施設等を結合して一つの企業の物的施設として担保価値を持つておられるものにつきましては、これをいわゆる財団抵当法の対象として研究する必要がある、かように考えております。

○伊藤修君 私は、ここで申し上げるまでもなく、企業形態というものは、相当社会事情の変化に伴つてだんだん大きくなりまして、いわゆる動産若しくは不動産個々のものを以て担保の対象とし、到底今後の企業形態ではできないと思ふのです。総合的なものを、すべて企業全体を牽けて以て担保の目的となさしめ、その資本を得るという方法に持つて行かないといつと、結局今後におけるところの日本の企業形態の堅実さというものは図れないと思ふのです。今御指摘のような例えはデパートの場合においても単に建物のみではない、デパートに属するところのいわゆる一切の権利、例えば仕入するところの権利、老舗或いは販売するところの権利、それとその他デパートも一カ所じやなくしてチェーン式に支店を設けておられるような場合におきまして、これが個々の担保価値といふだけでは価値が一〇〇のものか五〇になるといふ虞れがあると思ふのです。全体を総合して初めて担保価値が完全になるということになれば、どういふものに対してもやはり考えなければならぬと思ふのです。そうすること、今後の日本の企業発達の上において大きな基礎を与えるものと思ふので、して見れば、この際若し近いうちにおいて工場抵当法といふものは、少し考えなければならぬ。今お話しのようにその必要の都度各企業毎に一々の単行法を持つてするといふこともこれは便宜上から考えれば或いはいいと思致しますが、併し国民は慣に慣れませんので、やはり基本法で賄いで得る一本の法制度の下に統轄するといふことの方が債権者の立場から言つても、債務者の立場から言つても一番簡便なやり方ではないかと思ふのです。その事業毎に違つた法律の下に行くといふことは、特段な必要のない限りにおいてはやはり基本法規で賄つて行く行き方がよいと思ふのです。如何ですか。

○政府委員(村上朝一君) 御趣旨の通り企業そのものを担保とする金融の上から申しまして財団抵当制度全般に亘りまして検討の必要があることは、私も痛感いたしておる次第であります。今後できるだけ早い機会に研究を進めたい、かように考えております。

○吉田法曹君 一点だけ伺いますが、十条の二カ月を三カ月に改めると、このように改正案、この抵当権が消滅したから工場財団は消滅する、但し今までは二カ月、今後三カ月内はその効力を有すると、こういうことになるのですが、実際問題として一応抵当権がなくなた、そうしてその次に再び抵当権を設定しなければならぬという事情はあり得るんですし、又あるからこそ二カ月とか三カ月というあの期間が設けてあるわけですが、二カ月三カ月でそういう事情を賄い得るかということや困難じゃないか、又新しく半月なり余り長くはこれは置いてはおけないかと思えますけれども、再び事業が起つたとき、又新しく初めから工場財団を作る手続を始めなければならぬ、これは金の問題も伴つて来るかと思つてます。今ちよつと頭をひねつて考えますと興業銀行から今六ヶ月という要望が出ておる、それは実際に取扱つてみて、少くともその程度という話が出ておるんだと思うのですが、同じ直すならば二カ月をそういう実情に照らして六カ月に直す意思はないのか、どうして三カ月にせられたのか。

○政府委員(村上朝一君) 第十條の二カ月の期間をこの改正案におきまして三カ月と改めております趣旨は、この財団の設定に着手いたしましたから所有権保存の登記ができて財団設定が終るまでに早くとも一カ月乃至二カ月かかる。その設定に要する期間を目込みまして財団設定に着手するわけであります。仮りに二カ月後に社債を發行するといふ予定の下に或る財団の設定に着手いたしましたとします。そのときの二カ月後の金融情勢によりまして、直ちに社債の發行ができない場合があるわけであります。現行法によりますと、所有権保存の登記をしてから二カ月以内には抵当権の設定の登記をしなければならぬということになつておりますので、財団設定を終りましたから二カ月以内に社債の發行ができませんという、抵当権の財団所有権保存の登記が効力を失うわけであります。そこで現行法におきまして、その当初予想いたしました社債發行の予定時期と、現実に發行し得る時期との間のズレが二カ月以内であれば、現行法でも賄えるわけでありますけれども、最近の金融事情から申しまして、二カ月ではやや無理である。これをもう一カ月延ばして三カ月にすれば、先ずこれで十分ではないか、かようなことで三カ月に延ばしたのであります。尤も一部には、只今御指摘になりましたように六カ月にしてもらいたいというような希望もあつたのであります。これはよく事情を聞いて見ますと、財団の所有権保存登記をいたします場合は、その工場に属する土地、工作物につきましては登記が現状に合つていない場合が多いのであります。そういう場合に建物につきましては増築、改築による変更、土地につきましては地目変換による変更等におきまして、各地に散在する工場等について行いますと、それに相当の期間がかかる。従いまして財団の設定の準備

に着手いたしましたから財団設定を終るまでの期間が相当長くなるため、その予定時期と現実に發行し得る時期との間のズレが現実に大きくなる場合があるわけであります。併しながら御承知のように、これは増築改築或いは地目変換等による登記がその都度遅滞なく行われておりますれば、財団設定の際に改めてすべての土地、建物についての変更登記をする必要もないわけでございます。大体財団設定に要する登記の期間は二カ月内外で足りるわけであります。そういたしますと先ほど申しましたようにこの十條の抵当権設定の登記を受けるべき期間は一カ月延長して三カ月程度で十分である。かように考へる次第であります。

○委員長(小野義夫君) それじや本日はこの程度で散会いたします。  
午後零時二十九分散会